

岩手県告示第 751 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 岩手平館線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡岩手町大字江川内第 12 地割字下苗代沢 75 番 83 地先から 53 番 3 地先まで	新	m 11.0～8.0	m 200.0
	旧	12.0～8.0	200.0
岩手郡岩手町大字子抱第 5 地割字笹川久保 1 番 1 地先から第 1 地割字赤坂 3 番 81 地先まで	新	56.4～12.8	348.8
	旧	21.2～12.8	360.0
八幡平市平館第 8 地割 73 番 1 地先から第 9 地割 267 番 1 地先まで	新	16.5～8.2	320.0
	旧	10.8～6.6	320.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 18 年 6 月 30 日から同年 7 月 30 日まで

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 普代小屋瀬線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡普代村第 29 地割字芦渡 41 番 5 地先から 41 番 1 地先まで	新	A m 35.5～16.0	m 83.8
		A 35.5～16.0	83.8
	旧	B 23.0～8.0	130.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 久慈地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 6 月 30 日から同年 7 月 30 日まで

- 3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 安家玉川線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字玉川第1地割字根井48番220地先内	新	m 73.0~9.0	m 154.0
	旧	14.0~7.1	154.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 久慈地方振興局土木部

イ 期間 平成18年6月30日から同年7月30日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 281号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	
岩手郡葛巻町葛巻第38地割字志民沢14番4地先から第28地割字小屋瀬63番9地先まで	新	A m 39.0~13.5	m 140.0	
	旧	A	47.0~13.5	140.0
		B	21.0~10.6	212.1

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成18年6月30日から同年7月30日まで